

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局医事課

「言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて」の一部訂正について

「言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて」（令和6年5月24日付け医政発0524第7号厚生労働省医政局長通知）が発出されたところですが、その内容の一部に下記の表のとおり誤りがございましたので、別添により差替えをお願いいたします。

記

誤（改正）	正（改正）																		
4 頁 <u>（新設）</u>  （2） <u>臨床実習のうち400時間以上</u> は、病院又は診療所において行うこと。  （3）（略） （4）（略）  5 頁 別表1 教育内容と教育目標	4 頁 <u>（2）臨床実習のうち400時間以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。</u>  （3） <u>医療提供施設において行う実習のうち320時間以上</u> は病院又は診療所において行うこと。 （4）（略） （5）（略）  6 頁 別表1 教育内容と教育目標																		
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>教育内容</th><th>法第33条第1号単位数～教育目標（略）</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">基礎分野</td><td>科学的思考の<u>基盤</u></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>人間と生活</td></tr><tr><td>社会の理解</td></tr><tr><td>言語聴覚療法の基盤</td></tr></tbody></table>		教育内容	法第33条第1号単位数～教育目標（略）	基礎分野	科学的思考の <u>基盤</u>		人間と生活	社会の理解	言語聴覚療法の基盤	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>教育内容</th><th>法第33条第1号単位数～教育目標（略）</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">基礎分野</td><td>科学的思考の<u>基礎</u></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>人間と生活</td></tr><tr><td>社会の理解</td></tr><tr><td>言語聴覚療法の基盤</td></tr></tbody></table>		教育内容	法第33条第1号単位数～教育目標（略）	基礎分野	科学的思考の <u>基礎</u>		人間と生活	社会の理解	言語聴覚療法の基盤
	教育内容	法第33条第1号単位数～教育目標（略）																	
基礎分野	科学的思考の <u>基盤</u>																		
	人間と生活																		
	社会の理解																		
	言語聴覚療法の基盤																		
	教育内容	法第33条第1号単位数～教育目標（略）																	
基礎分野	科学的思考の <u>基礎</u>																		
	人間と生活																		
	社会の理解																		
	言語聴覚療法の基盤																		

10 頁  
別記書式 2  
教員資格及び教育内容等の自己評価様式

新旧対照表 6 頁

新	旧
3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表 2</u> を標準として整備すること。	3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表</u> を標準として整備することが望ましいこと。

11 頁  
別記書式 2  
教員要件及び教育内容等の自己評価様式

新旧対照表 6 頁

新	旧
3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表 2</u> を標準として整備すること。	3 (略) (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、 <u>別表</u> を標準として整備することが望ましいこと。